

## 4 裁判員裁判の審理状況

### 4. 1 はじめに

本項においては、統計データ等に基づき、裁判員裁判の審理状況について説明するが、まず最初に、裁判員裁判の手続の流れについて、裁判員選任までの手続、公判手続の順に説明し、その上で、平成22年に終局した裁判員裁判の実施状況に関する統計データをみていくこととする。

もともと、本章の冒頭でも述べたとおり、裁判員裁判の実施状況に関する統計データについては、裁判員制度の施行から十分な期間が経過しておらず、終局した事件等の母集団が標準的なものとは言い難いことを考えると、掲載した数値等に基づいて、現時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもなく、今後の動向を引き続き注視していくにとどめることとしたい。

### 4. 2 裁判員裁判の手続の流れ

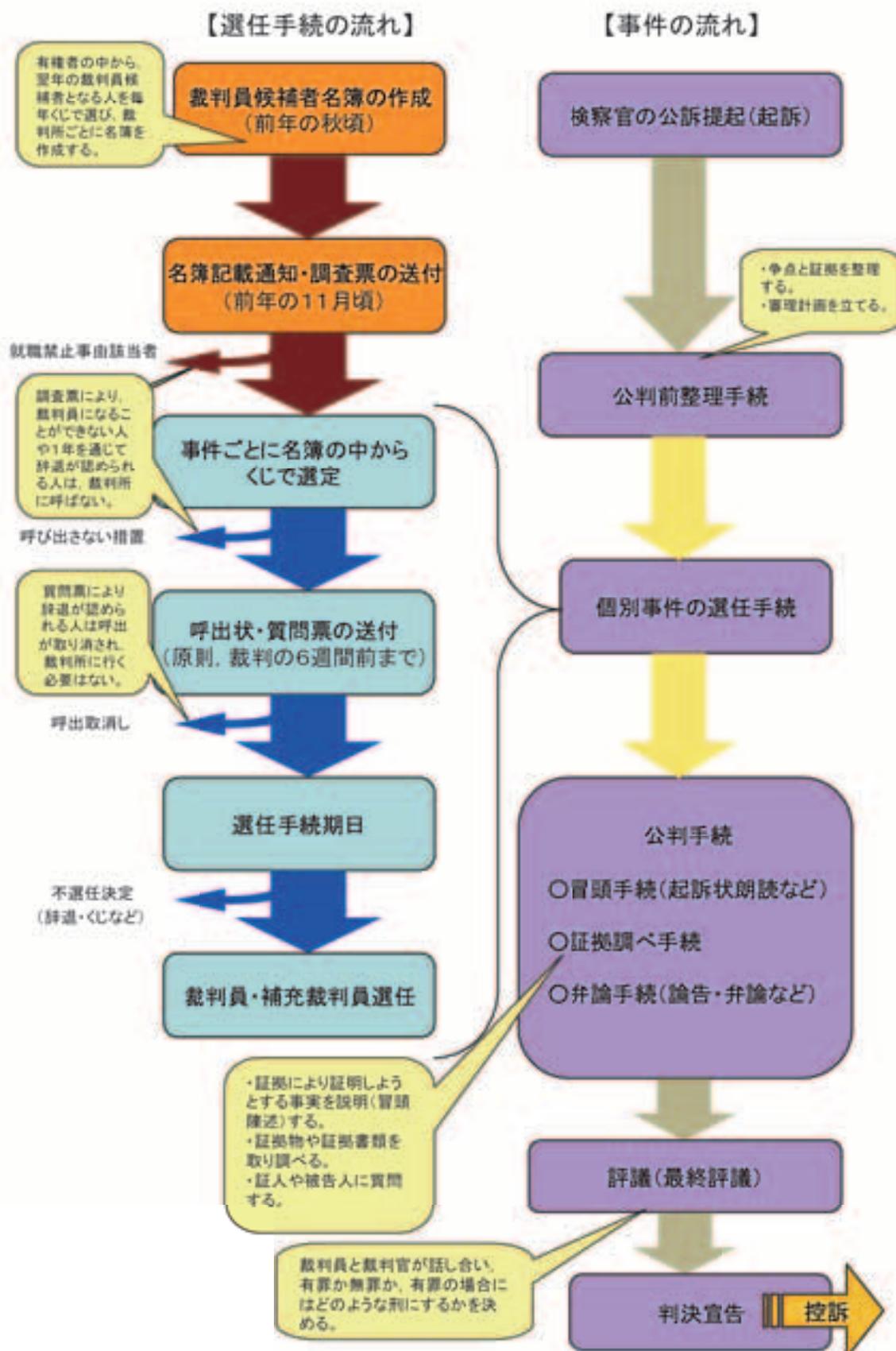
裁判員裁判の手続の流れは【図59】のとおりであるところ、裁判員選任までの手続と公判手続の大きく2つに分けられる。

裁判員選任までの手続は、「名簿記載通知・調査票送付」、「呼出状・質問票送付」及び「選任手続期日当日」の大きく3つの段階に分けられる。

公判手続は、「公判審理」、「評議」及び「判決」の大きく3つの段階に分けられる。

裁判員裁判の手続の流れは【図59】のとおりであるが、以下、まず裁判員選任までの流れを概観し、次に公判手続の流れを説明する。

【図 59】 裁判員裁判の手続の流れ



## 4. 2. 1 裁判員選任までの手続の流れ

### （名簿記載通知・調査票送付段階）

各地方裁判所は、毎年秋頃、市町村の選挙管理委員会が有権者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（裁判員法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃にその旨を通知する（「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（名簿記載通知）が送付される。）。

このとき、併せて調査票を送付し、1年間を通じた辞退希望<sup>\*21</sup>の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（参加困難月<sup>\*22</sup>）の有無、裁判員になることができない職業に就いているかどうか（就職禁止事由<sup>\*23</sup>）等を尋ねる（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号。以下「裁判員規則」という。）15条）。

### （「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階）

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（選定）。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（呼び出さない措置）、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（選任手続期日）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と題する書面を送付する（裁判員法26条、27条）。

このとき、併せて質問票を送付し、裁判員になることができない事由（欠格事由<sup>\*24</sup>、就職禁止事由等）の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有無及びその事情等を尋ねる（裁判員法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（呼出取消し）、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（裁判員法27条5項・6項）<sup>\*25</sup>。

### （選任手続期日当日）

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由<sup>\*26</sup>や辞退申立ての有無について質問する（裁判員法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護人から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し（理由を付した不選任）、さらに検察官・弁護人から一定の人数を上限

\*21 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（定型的辞退事由）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（裁判員法16条1号、3号から5号まで、7号、8号イ）。

\*22 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護等、育児である（裁判員法16条8号イからニまで、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令1号から3号まで、6号）。

\*23 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官等が挙げられる（裁判員法15条）。

\*24 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者等が挙げられる（裁判員法14条）。

\*25 事件によっては、呼出状の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、呼出状を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

\*26 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。裁判員法17条、18条）についても確認する。

とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（理由を示さない不選任<sup>\*27</sup>）、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員<sup>\*28</sup>及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（裁判員法34条4項・7項、36条、37条）。

## 4. 2. 2 公判手続の流れ

### （対象事件）

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である（裁判員法2条1項）。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う（除外決定。裁判員法3条1項）。

### （合議体の構成）

裁判員裁判対象事件を取り扱う合議体の構成は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実と争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる（裁判員法2条2項、3項）。

### （公判前整理手続）

裁判員裁判についても、検察官による公訴提起（起訴）によって刑事訴訟手続が始まるが、裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、事件を公判前整理手続に付さなければならない（裁判員法49条）。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど、公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる（第1回公判期日前の鑑定。裁判員法50条1項）。

### （公判審理）

公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて証拠調べ手続に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや証人尋問等が行われる。

\*27 検察官及び弁護人は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（裁判員法36条）。

\*28 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（裁判員法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は被告人質問も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑，弁護人の弁論），最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述），公判審理を終結する（結審）。

なお、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合がされることがあるが、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合等について、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定を含め適正な結論が得られるように、区分審理の制度が設けられている（裁判員法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定），順次，区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し（事件の種類によっては、裁判官のみにより審理する場合もある。），有罪・無罪に関して部分判決を行い（区分事件審判），これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行う（併合事件審判）というものである。

#### （評議）

公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、評議を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の合間にも、随時評議が行われることがあり（中間評議），それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。

#### （判決）

最終評議において有罪・無罪，有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、第一審における事件は終局する。

## 4. 3 裁判員裁判の実施状況

平成22年の裁判員裁判の新受人員（延べ人員）は1797人であり、終局人員（実人員）は1530人である。

平均審理期間は8.3月であり、うち公判前整理手続期間が5.5月、それ以外に要した期間が2.8月である。

平均開廷時間は、649.6分であるところ、おおむね、取調べ証拠数や取調べ証人数が増えるに従って、開廷時間も長くなる傾向がみられる。

平均評議時間は、504.4分であり、自白事件（438.8分）よりも否認事件（623.4分）の方が約185分長くなっている。また、開廷回数が多いほど、評議時間も長くなる傾向がうかがえる。

### 4. 3. 1 概要

（概況）

平成22年に実施された裁判員裁判の概況は、【表60】のとおりである。

【表60】 裁判員裁判対象事件の概況データ

I 実施状況の概要	新受人員(延べ人員)	1,797
	終局人員(実人員)	1,530
II 裁判員等の選任に関する実施状況	裁判員候補者名簿被登録人数(実人員)	344,900
	選定された裁判員候補者の数	126,455
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	48,422
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率(%)	80.6
	辞退が認められた裁判員候補者の数	66,977
	辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)	53.0
	選任された裁判員の数 *	8,673
III 裁判員の参加する公判手続の実施状況	選任された補充裁判員の数 *	3,067
	平均審理期間(月)	8.3
	平均開廷回数(回)	3.8
	平均取調べ証拠数(個) *	29.5
	平均取調べ証人数(人) *	2.1
	平均証人尋問時間(分) *	137.2
	平均被告人質問時間(分) *	131.6
	平均評議時間(分)	504.4

※ II（ただし、「裁判員候補者名簿被登録人数」を除く。）及びIIIについては、判決人員<sup>\*29</sup>ベースで算出しているが、\*の項目は終局件数<sup>\*30</sup>ベースで算出した。

\*29 判決人員とは、裁判員の参加した合議体により審理し終局した被告人の事件票に基づく員数（実人員。前掲I 2.1.2 脚注8 参照）をいう。本項では、実際に裁判員が参加した事件の実情を明らかにするため、主として判決人員をベースとした統計データを取り上げる。

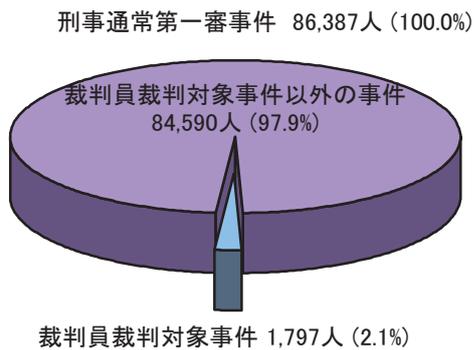
\*30 ここでいう終局件数とは、個別報告により、終局した事件ごとに報告のあった件数（個別報告の件数。原則として、被告人単位で報告されるが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人についてのみ報告される。）を指すものであり、事件票に基づく員数である判決人員や終局人員（判決、決定、その他で終局した被告人の員数）とは異なる。

## (新受人員)

裁判員裁判対象事件の新受人員は1797人であり、同年における刑事通常第一審事件全体の新受人員（8万6387人）の2.1%を占めている【図61】。

【表62】は、新受人員の内訳を罪名別にみたものである。強盗致傷が最も多く（468人）、次いで、殺人（350人）、現住建造物等放火（179人）、覚せい剤取締法違反（153人）、傷害致死（141人）の順となっている。

【図61】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



【表62】 罪名別の新受人員

総数	1,797
強盗致傷	468
殺人	350
現住建造物等放火	179
覚せい剤取締法違反	153
傷害致死	141
(準)強姦致死傷	111
(準)強制わいせつ致死傷	105
強盗強姦	99
偽造通貨行使	60
強盗致死(強盗殺人)	43
その他	88

- ※1 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 2 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

## (終局人員)

裁判員裁判対象事件の終局人員は、1530人であるところ、【表63】は、その内訳を罪名別にみたものである。強盗致傷が最も多く（402人）、次いで、殺人（359人）、現住建造物等放火（133人）、傷害致死（115人）、覚せい剤取締法違反（113人）の順となっている。

## (未済人員)

平成22年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員<sup>\*31</sup>は、1526人である<sup>\*32</sup>。

【表63】 罪名別の終局人員

総数	1,530
強盗致傷	402
殺人	359
現住建造物等放火	133
傷害致死	115
覚せい剤取締法違反	113
(準)強姦致死傷	82
(準)強制わいせつ致死傷	63
強盗強姦	52
強盗致死(強盗殺人)	51
麻薬特例法違反	36
その他	124

\*31 未済人員とは、併合された事件を含む「延べ人員」である。

\*32 なお、新受人員と終局人員の推移をみると、平成22年1月から6月までは、新受人員(886人)に比べて終局人員(593人)が293人少なかったのに対し、平成22年7月から12月までは、新受人員(911人)に比べて終局人員(937人)が26人多くっており、徐々に円滑な事件処理ができつつあることがうかがえる。

### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

(職務従事日数<sup>\*33</sup>等)

【表64】は、裁判員及び補充裁判員の職務従事日数の分布をみたものであり、【表65】及び【表66】は、選任手続以降の通算の職務従事時間<sup>\*34</sup>の分布を、自白・否認別及び罪名別にみたものである。

【表64】によれば、平均職務従事日数は4.3日であり、職務従事日数が4日以内の事件の割合が70.3%を占めている。また、【表65】によれば、平均職務従事時間は、全事件で21.4時間であるところ、否認事件(26.5時間)の方が自白事件(18.5時間)よりも8時間長くなっている。

【表64】 職務従事日数別の終局件数の分布(自白否認別)

	終局 件数	職 務 従 事 日 数						平均職務 従事日数 (日)
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	10日 を超える	
総数	1,423	0.8% 12	33.4% 475	36.1% 513	15.7% 223	13.1% 186	1.0% 14	4.3
自白	905	1.3% 12	46.3% 419	40.0% 362	9.2% 83	2.9% 26	0.3% 3	3.7
否認	518	-	10.8% 56	29.2% 151	27.0% 140	30.9% 160	2.1% 11	5.3

【表65】 職務従事時間別の判決人員の分布(自白否認別)

	判決 人員	職 務 従 事 時 間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	1,506	91	229	313	260	211	402	21.4
自白	971	84	192	256	182	120	137	18.5
否認	535	7	37	57	78	91	265	26.5

【表66】 職務従事時間別の判決人員の分布(罪名別)

	判決 人員	職 務 従 事 時 間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	1,506	91	229	313	260	211	402	21.4
強盗致傷	393	23	84	86	62	55	83	20.0
殺人	357	14	37	62	66	59	119	23.3
現住建造物等放火	131	5	32	23	34	13	24	19.4
傷害致死	114	10	9	26	19	24	26	21.3
覚せい剤取締法違反	108	10	17	18	15	12	36	21.0
(準)強姦致死傷	81	4	15	20	16	8	18	20.2
(準)強制わいせつ致死傷	63	6	12	23	9	5	8	18.4
強盗致死(強盗殺人)	50	-	1	6	3	9	31	31.2
強盗強姦	49	3	8	12	6	6	14	21.8
麻薬特例法違反	36	1	1	9	9	5	11	21.6
その他	124	15	13	28	21	15	32	

\*33 職務従事日数とは、裁判員等が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう。

\*34 職務従事時間とは、選任手続期日に要した時間、開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間(中間評議に要した時間を含まない。)をいう。

### 4. 3. 2 裁判員等の選任に関する実施状況

(裁判員候補者の選定から選任手続期日までの状況)

裁判員等の選任手続の概況は、

【表67】のとおりである。

【表67】 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	126,455
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	48,422
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	66,977
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	53.0

同表によれば、各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者(12万6455人)のうち、53.0%に当たる6万6977人について辞退が認められており、辞退判断が柔軟に行われていることがうかがえる。

また、【表68】は、各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみたものである。

同表によれば、選定された裁判員候補者のうち、呼び出さない措置がされた3万2245人及び呼出取消しがされた3万4146人を除く6万0064人が選任手続期日への出席を求められ、このうち4万8422人が選任手続期日に出席しており、選任手続期日における裁判員候補者の出席率は80.6%という高水準に達している。

【表68】 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	126,455 [84.0]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※2	32,245 [21.4]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	94,210 [62.6]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※3	34,146 [22.7]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	48,422 [32.2]		〔うち、申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	29,006 [19.3]
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※1	80.6			

※1 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

※2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者」とは、選定された裁判員候補者のうち、①裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する場合、②裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、③疾病傷害・介護養育等の事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。

※3 「呼出取消しがされた裁判員候補者」とは、選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、①欠格・就職禁止事由に該当する場合、②裁判員法16条1号から7号の辞退事由に該当する場合、③疾病傷害・介護養育等の事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう。

※4 [ ]は、総数を判決人員(1506人)で除した平均値である。

(選任手続期日当日の不選任及び選任の状況)

選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者の総数は3万6117人であり、【表69】は、その内訳を不選任事由別にみたものである。

同表によれば、不選任事由の内訳は、くじによる不選任(2万4267人)が最も多く、次いで理由なし不選任(5987人)、辞退による不選任(5726人)の順となっている。

また、各裁判員裁判対象事件で選任された裁判員及び補充裁判員の総数は、【表70】のとおりである。選任された裁判員の数8673人であり、補充裁判員の数3067人である。

【表69】 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	1,506
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	36,117
理由あり不選任(法34条4項)	137
辞退による不選任(法34条7項)	5,726
理由なし不選任(法36条)	5,987
くじによる不選任(法37条3項)	24,267
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※	-

※ 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。

【表70】 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	1,423
選任された裁判員の数	8,673
選任された補充裁判員の数	3,067

※ 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

## (辞退に関する状況)

【表71】は、辞退が認められた裁判員候補者について、選任手続期日の前と当日別及び辞退事由別の内訳をみたものである。

同表によれば、各裁判員裁判対象事件で辞退が認められた裁判員候補者（6万6977人）のうち、91.5%に当たる6万1251人は、選任手続期日に出席することなく事前に辞退が認められている。また、辞退事由の内訳は、調査票の回答に基づく辞退（70歳以上、学生等）が2万2690人と最も多く、次いで事業における重要用務（1万5758人）、疾病傷害（1万0022人）、介護養育（6938人）の順となっている。

【表71】 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前	選任手続期日当日
判決人員	1,506		
選定された裁判員候補者の総数	126,455		
辞退が認められた裁判員候補者の総数	66,977	61,251	5,726
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上、学生等) ※1	22,690	22,690	
疾病傷害	10,022	9,485	537
介護養育	6,938	6,406	532
事業における重要用務	15,758	13,250	2,508
社会生活上の重要用務	1,288	1,035	253
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	1,223	1,194	29
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	791	683	108
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	511	424	87
辞退政令4号(出産等への立会い等)	110	102	8
辞退政令5号(遠隔地)	1,486	1,464	22
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	5,315	3,763	1,552
その他の辞退事由 ※2	845	755	90

※1 「調査票の回答に基づく辞退」には、(1)裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、呼び出さない措置がされたもののほか、(2)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして呼び出さない措置がされたもの、(3)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

2 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票等により当該事件について辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

### 4. 3. 3 裁判員の参加する公判手続の実施状況

#### (1) 審理<sup>\*35</sup>

##### (公判前整理手続期日回数)

【表72】は、公判前整理手続期日回数の平均及び分布を、自白・否認別にみたものである。

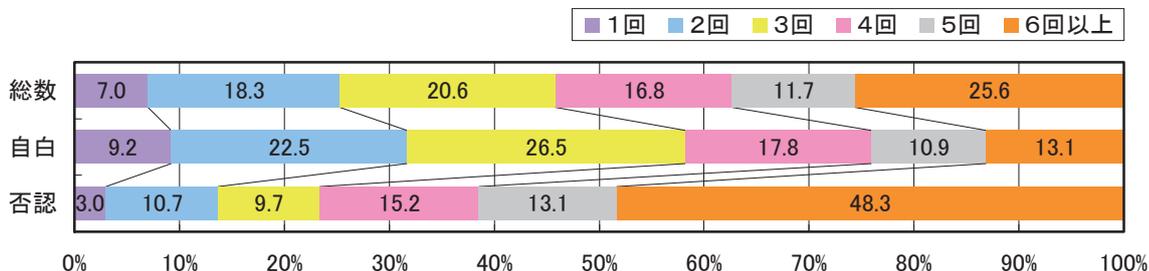
平均公判前整理手続期日回数は、全事件で4.4回であり、否認事件（5.8回）の方が自白事件（3.6回）よりも2.2回多い。分布をみると、全事件のうち約63%が4回以内に終局している一方、6回以上を要した事件が25.6%あり、特に否認事件では半数近くに上っている。

なお、公判前整理手続に付されて平成20年に終局した裁判員裁判対象罪名事件（以下「裁判官裁判」という。）との比較については、後記181頁を参照されたい。

【表72】 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続回数(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期日回数						平均公判前整理手続期日回数(回)
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 1,503	7.0%	18.3%	20.6%	16.8%	11.7%	25.6%	4.4
自白	(100.0) 969	9.2%	22.5%	26.5%	17.8%	10.9%	13.1%	3.6
否認	(100.0) 534	3.0%	10.7%	9.7%	15.2%	13.1%	48.3%	5.8

※ 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたものがあるため、判決人員は他の表と異なる（【表78】についても同様）。



##### (第1回公判期日前の鑑定)

公判前整理手続において第1回公判期日前の鑑定（裁判員法50条）を実施した判決人員は41人（全判決人員のうち2.7%）であり、【表73】は、その内訳を罪名別にみたものである。殺人が最も多く（20人）、次いで強盗致傷（8人）、現住建造物等放火（6人）の順となっている。

【表73】 罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った判決人員
総数	1,506	41 (2.7%)
殺人	357	20 (5.6%)
強盗致傷	393	8 (2.0%)
現住建造物等放火	131	6 (4.6%)
強盗致死(強盗殺人)	50	3 (6.0%)
傷害致死	114	2 (1.8%)
強盗強姦	49	1 (2.0%)
(準)強姦致死傷	81	1 (1.2%)

\*35 合議体は、すべての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条の除外決定により裁判官のみの合議体で審理が行われて平成22年中に終局したものはなかった。

## (審理期間・公判前整理手続期間)

裁判員裁判の平均審理期間は8.3月であり、うち公判前整理手続期間が5.5月、それ以外に要した期間が2.8月となっている。【表74】から【表77】までは、これらの期間を自白・否認別、主要罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別にみたものである。また、【表78】及び【表79】は、公判前整理手続期間及び審理期間の平均及び分布を、自白・否認別にみたものである。

【表74】及び【表75】によれば、平均審理期間は、否認事件(9.8月)の方が自白事件(7.4月)より2.4月長くなっているが、その内訳をみると、自白事件の平均公判前整理手続期間は4.8月、それ以外の期間は2.6月であるのに対し、否認事件の平均公判前整理手続期間は6.8月、それ以外の期間は3.0月となっている。平均審理期間の長短は、専ら公判前整理手続期間の長短によるということが出来る。公判手続の中で争点整理が行われていた従来の刑事裁判とは異なり、裁判員裁判においては公判前整理手続の中で争点整理が行われ、公判手続は自白・否認を問わず連日的に開廷されるという運用上の特徴が統計にも現れているといえよう。

一般に、事案が複雑になるほど証拠調べ等に時間を要し、開廷回数も増加すると考えられるところ、開廷回数別の内訳を示した【表77】によれば、開廷回数が増えるに従って、平均審理期間のみならず、公判前整理手続期間も長期化する傾向が認められる。また、第1回公判期日前の鑑定の有無別の内訳を示した【表76】によれば、第1回公判期日前の鑑定を実施した事件の平均審理期間は14.3月、平均公判前整理手続期間は8.7月であり、鑑定を実施していない事件に比べて平均審理期間において6.2月、平均公判前整理手続期間において3.3月長くなっている。

【表78】によれば、平均公判前整理手続期間は総数で5.5月、自白事件で4.8月、否認事件で6.8月であり、否認事件の方が2月長く、公判前整理手続期間が6月を超える事件の割合も高い。

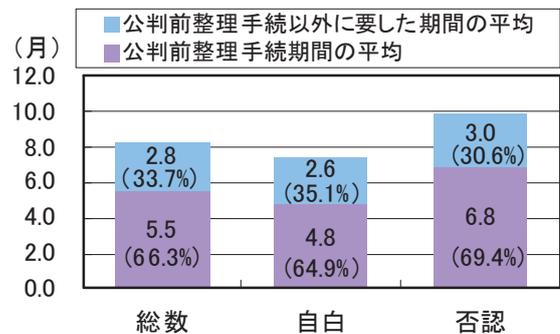
【表79】によれば、平均審理期間は総数で8.3月、自白事件で7.4月、否認事件で9.8月であり、否認事件の方が2.4月長く、審理期間が6月を超える事件の割合も高い。

【図80】は、裁判員裁判対象事件の審理期間(平均日数)を、①受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、②同決定から同手続終了まで、③同手続終了から第1回公判まで及び④第1回公判から終局までの4段階に分けて、自白・否認別にみたものである。

裁判員裁判対象事件については、第1回公判期日前に公判前整理手続に付さなければならず(裁判員法49条)、また、公判は裁判員の負担に配慮して集中的に開かれるため、受理から公判前整理手続に付す旨の決定までの期間(①)及び第1回公判から終局までの期間(④)はいずれも短い。他方、前掲【表74】でも示したとおり、公判前整理手続に付す旨の決定から同手続終了までの期間(②)は、総数・自白・否認のいずれにおいても全体の半分以上を占めている。また、裁判員候補者を呼び出してから裁判員等選任手続期日を開くまでには一定の期間を要する(裁判員規則19条、20条。公判前整理手続終了から第1回公判までの期間(③)参照)。

【表74】 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	8.3	5.5 (66.3%)	2.8 (33.7%)
自白	7.4	4.8 (64.9%)	2.6 (35.1%)
否認	9.8	6.8 (69.4%)	3.0 (30.6%)



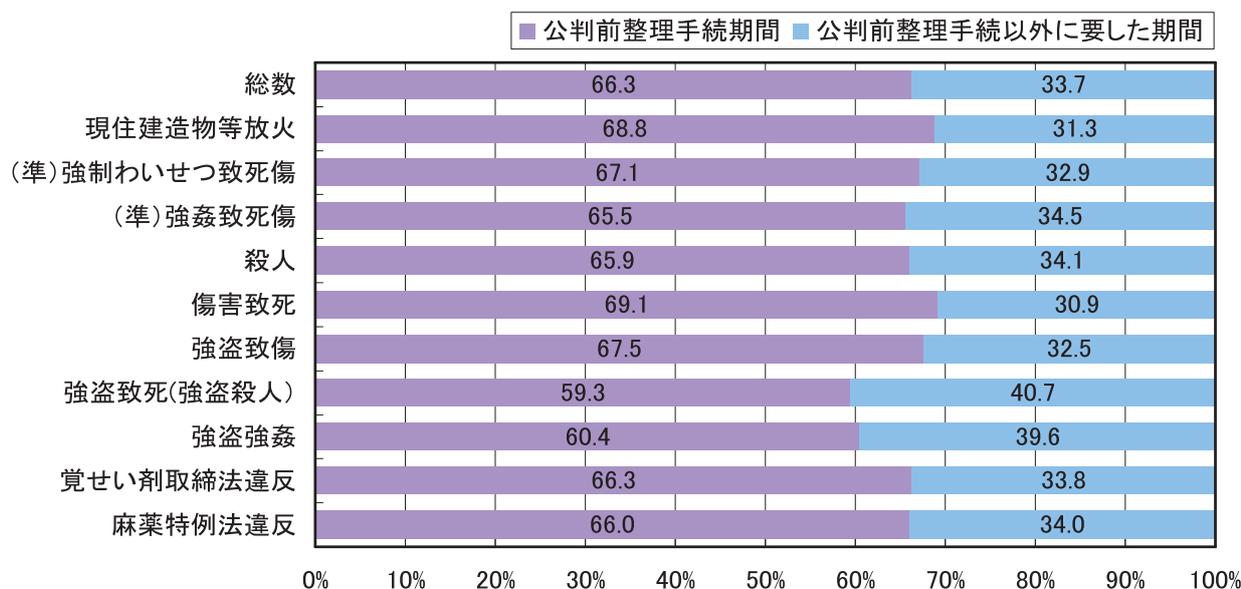
### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

【表75】 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要し た期間の平均(月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要し た期間の平均(月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要し た期間の平均(月)
総数	8.3	66.3%	33.7%	7.4	64.9%	35.1%	9.8	69.4%	30.6%
現住建造物等 放火	8.0	68.8%	31.3%	7.3	65.8%	34.2%	9.3	74.2%	25.8%
(準)強制わい せつ致死傷	7.0	67.1%	32.9%	6.6	59.1%	40.9%	8.3	79.5%	20.5%
(準)強姦致死 傷	8.4	65.5%	34.5%	7.9	60.8%	39.2%	9.1	70.3%	29.7%
殺人	8.5	65.9%	34.1%	7.2	63.9%	36.1%	10.2	67.6%	32.4%
傷害致死	8.1	69.1%	30.9%	6.9	69.6%	30.4%	11.2	67.9%	32.1%
強盗致傷	7.7	67.5%	32.5%	7.2	66.7%	33.3%	9.0	68.9%	31.1%
強盗致死(強 盗殺人)	12.3	59.3%	40.7%	11.3	54.0%	46.0%	13.1	61.8%	38.2%
強盗強姦	9.1	60.4%	39.6%	8.4	63.1%	36.9%	10.7	55.1%	44.9%
覚せい剤取締 法違反	8.0	66.3%	33.8%	6.5	64.6%	35.4%	9.4	68.1%	31.9%
麻薬特例法違 反	10.0	66.0%	34.0%	9.8	68.4%	31.6%	12.0	37.5%	62.5%

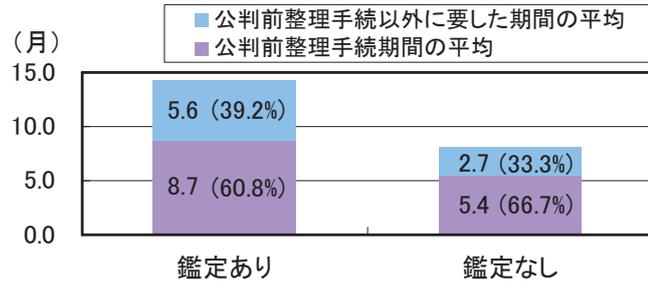
※ 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。

主要罪名別の公判前整理手続期間の割合(総数)



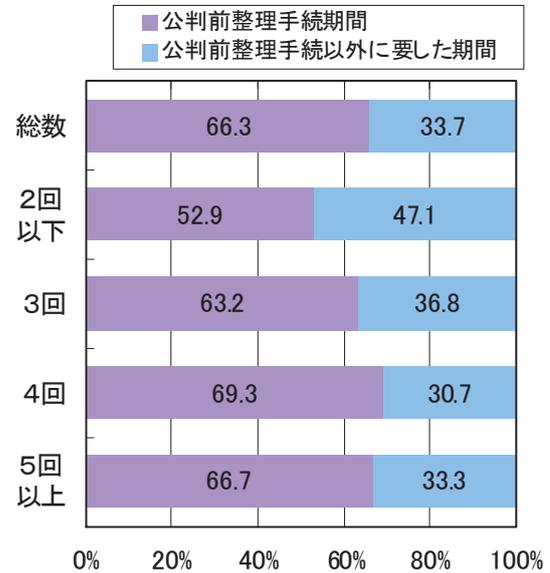
【表76】 第1回公判期日前の鑑定(裁判員法50条)の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	公判前整理手続期間の平均(月)	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
鑑定あり	14.3	60.8% 8.7	39.2% 5.6
鑑定なし	8.1	66.7% 5.4	33.3% 2.7



【表77】 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	判決人員	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	1,506	8.3	66.3% 5.5	33.7% 2.8
2回以下	29	5.1	52.9% 2.7	47.1% 2.4
3回	712	6.8	63.2% 4.3	36.8% 2.5
4回	491	8.8	69.3% 6.1	30.7% 2.7
5回以上	274	11.7	66.7% 7.8	33.3% 3.9



※ 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む(【表81】から【表84】、【表99】、【表100】、【表105】についても同様)。

【表78】 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

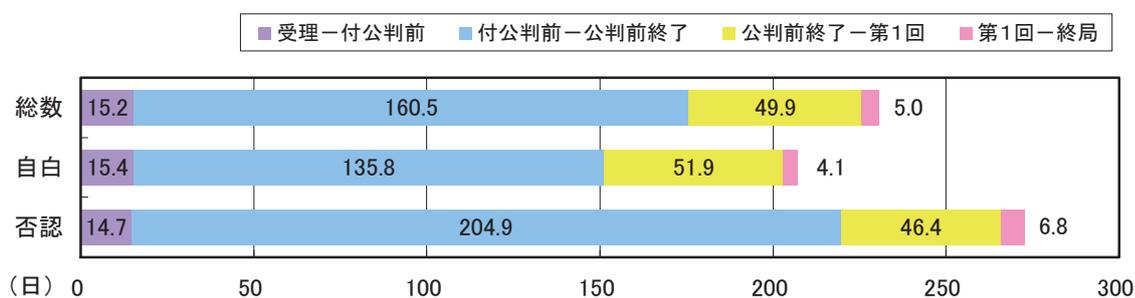
	判決人員	公判前整理手続期間											平均公判前整理手続期間(月)
		10日以内	20日以内	1月以内	1月15日以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月を超える		
総数	1,503	-	-	3	16	53	229	285	249	190	478	5.5	
自白	969	-	-	3	13	47	202	214	171	126	193	4.8	
否認	534	-	-	-	3	6	27	71	78	64	285	6.8	

### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

【表79】 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

	判決 人員	審 理 期 間							平均審理 期間(月)
		3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	1,506	5	64	175	268	599	259	136	8.3
自白	971	5	56	147	203	394	130	36	7.4
否認	535	-	8	28	65	205	129	100	9.8

【図80】 審理段階別の平均日数(自白否認別)



- ※1 公判を開いた後に公判前整理手続に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
- 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
- 3 実日数の平均によるため、【表78】、【表79】の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

#### (開廷回数・実審理期間\*36)

【表81】から【表84】までは、開廷回数の平均及び分布を、実審理期間別、罪名別、自白・否認別及び第1回公判期日前の鑑定の有無別にみたものである。

開廷回数と実審理期間の関係を示した【表81】によれば、開廷回数が4回以内の場合には、いずれも実審理期間(日数)が同数の事件の割合が高く、このような事件では、公判期日がおおむね連日指定されていることがうかがえる。もっとも、開廷回数が4回の事件のうち約45%は実審理期間が5日以上であり、開廷回数5回以上の事件の多くも開廷回数を実審理期間が上回っている。このような事件では、開廷日の間に休廷日や評議のみを行う日を設けるなど、審理日程に比較的余裕を持たせていることがうかがわれる。

【表82】によれば、罪名別にみても、総数と同様に、おおむね開廷回数が4回以内の事件が多い。

平均開廷回数は全事件で3.8回であるところ、【表83】によれば、否認事件(4.4回)の方が自白事件(3.5回)よりも0.9回多くなっている。

また、【表84】によれば、第1回公判期日までに鑑定を実施した事件は、実施していない事件と比べて、平均公判回数が多い。

\*36 実審理期間とは、第1回公判期日から終局までの期間をいう。

【表81】 実審理期間別・開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)	
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8	
実 審 理 期 間	2日以内	23	22	1	-	-	-	-	2.0	
	3日	526	6	518	2	-	-	-	3.0	
	4日	400	-	130	269	1	-	-	3.7	
	5日	145	1	25	88	30	-	1	4.0	
	10日以内	326	-	36	127	121	41	1	4.5	
	20日以内	48	-	-	-	2	12	23	11	7.0
	20日を超える	38	-	2	5	11	7	5	8	6.3

【表82】 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(罪名別)

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8
強盗致傷	393	9	195	136	31	10	8	4	3.7
殺人	357	1	134	142	50	16	12	2	4.0
現住建造物等放火	131	1	73	38	14	3	1	1	3.6
傷害致死	114	2	56	35	14	3	1	3	3.8
覚せい剤取締法違反	108	4	60	26	9	7	1	1	3.6
(準)強姦致死傷	81	3	41	26	8	2	-	1	3.6
(準)強制わいせつ致死傷	63	3	43	12	4	1	-	-	3.3
強盗致死(強盗殺人)	50	-	8	16	11	7	5	3	5.1
強盗強姦	49	1	25	15	5	1	2	-	3.7
麻薬特例法違反	36	-	19	5	8	3	-	1	4.0
その他	124	5	58	40	11	7	-	3	

### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

【図83】 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(自白否認別)

	判決人員	開廷回数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8
自白	971	27	587	280	57	11	6	3	3.5
否認	535	2	125	211	108	49	24	16	4.4

【表84】 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数  
(第1回公判期日前の鑑定(裁判員法50条)の有無別)

	判決人員	開廷回数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8
鑑定あり	41	-	5	17	12	3	3	1	4.7
鑑定なし	1,465	29	707	474	153	57	27	18	3.8

(取調べ証拠数<sup>\*37</sup>・証人数)

【表85】は、取調べ証拠数の平均及び分布を自白・否認別にみたものであり、【表86】から【表90】までは、取調べ証人数の平均ないし分布を自白・否認別、罪名別及び開廷回数別にみたものである。

【表85】によれば、平均取調べ証拠数は、全事件で29.5個であり、否認事件(33.4個)の方が自白事件(27.3個)よりも6.1個多くなっている。

【表86の1】によれば、自白事件においては取調べ証人数1人の事件が最も多く(38.9%)、次いで2人の事件が多い(25.5%)のに対し、否認事件においては取調べ証人数2人の事件が最も多く(20.5%)、次いで3人の事件が多い(19.3%)。

また、【表86の2】によれば、平均取調べ証人数は、全事件で2.1人であり、否認事件(3.3人)の方が自白事件(1.5人)よりも1.8人多くなっている。

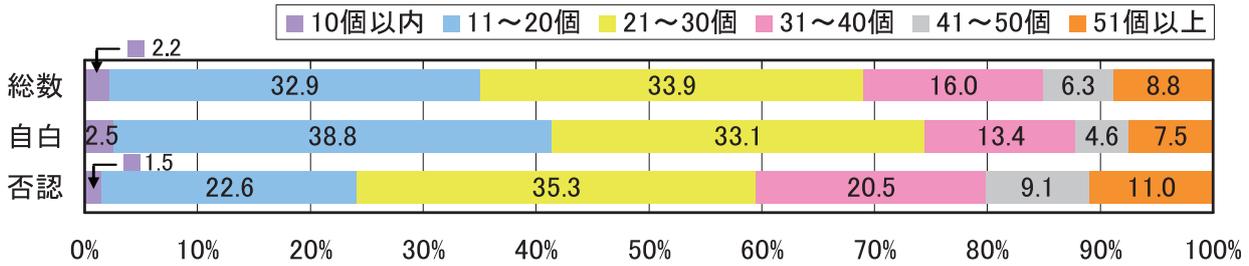
【表87の1】によれば、罪名別にみても、おおむね、総数と同様に、取調べ証人数1人の事件が最も多く、次いで、2人の事件が多いという傾向がうかがわれ、また、【表87の2】によれば、おおむね、平均取調べ証人数が2人程度の罪名が多いことがうかがえる。

開廷回数別に分布をみると、開廷回数が多いほど、取調べ証人数も増える傾向がうかがえる(【表88】)。

\*37 取調べ証拠数とは、検察官若しくは弁護士(被告人を含む。)の請求により又は職権で取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいい、双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である(以下同じ。)

【表85】 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数(自白否認別)

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	1,423	31	468	483	227	89	125	29.5
自白	905	23	351	300	121	42	68	27.3
否認	518	8	117	183	106	47	57	33.4



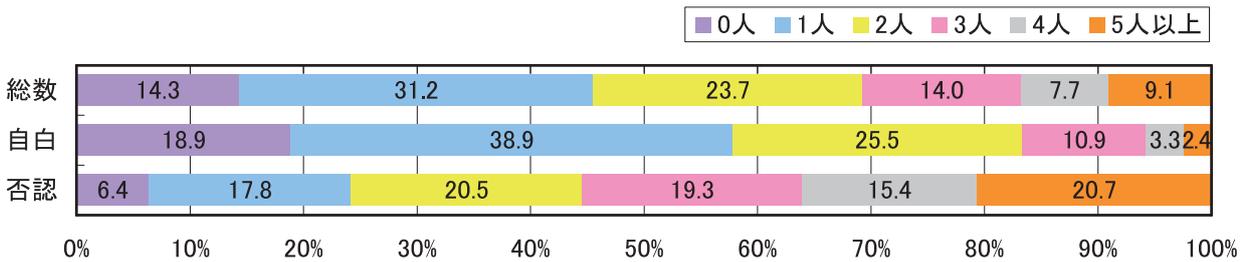
【表86】 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数(自白否認別)

【表86の1】

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	1,423	204	444	337	199	110	129
自白	905	171	352	231	99	30	22
否認	518	33	92	106	100	80	107

【表86の2】

	平均取調べ 証人数 (人)
総数	2.1
自白	1.5
否認	3.3



### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

【表87】 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数(罪名別)

【表87の1】

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	1,423	204	444	337	199	110	129
強盗致傷	359	54	116	95	54	23	17
殺人	344	32	91	75	61	34	51
現住建造物等放火	131	18	42	32	15	13	11
傷害致死	108	11	31	24	18	13	11
覚せい剤取締法違反	104	30	26	23	12	6	7
(準)強姦致死傷	81	20	22	16	11	10	2
(準)強制わいせつ致死傷	63	7	28	18	5	1	4
強盗致死(強盗殺人)	49	9	10	4	9	5	12
強盗強姦	48	8	22	10	6	2	-
偽造通貨行使	32	1	19	10	1	-	1
その他	104	14	37	30	7	3	13

【表87の2】

	平均取 調べ証 人数 (人)
総数	2.1
強盗致傷	1.9
殺人	2.6
現住建造物等放火	2.1
傷害致死	2.3
覚せい剤取締法違反	1.7
(準)強姦致死傷	1.7
(準)強制わいせつ致死傷	1.7
強盗致死(強盗殺人)	3.7
強盗強姦	1.4
偽造通貨行使	1.5

【表88】 取調べ証人数別の終局件数の分布(開廷回数別)

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数	1,423	204	444	337	199	110	129
開 廷 回 数	2回以内	29	9	13	7	-	-
	3回	710	155	313	175	53	11
	4回	456	36	103	126	100	57
	5回	136	2	10	22	37	25
	6回以上	92	2	5	7	9	17

(証人尋問時間・被告人質問時間・開廷時間<sup>\*38</sup>)

【表89】 から【表91】 までは、証人尋問時間(合計・証人1人当たり)及び被告人質問時間の平均及び分布を自白・否認別にみたものである。

【表89】 によれば、証人尋問の平均合計時間は、全事件で137.2分であり、否認事件(221.8分)の方が自白事件(81.3分)よりも140.5分長くなっている。

また、【表90】 によれば、証人1人当たりの証人尋問時間は、全事件で51.3分であり、否認事件(63.4分)の方が自白事件(43.2分)よりも20.2分長くなっている。

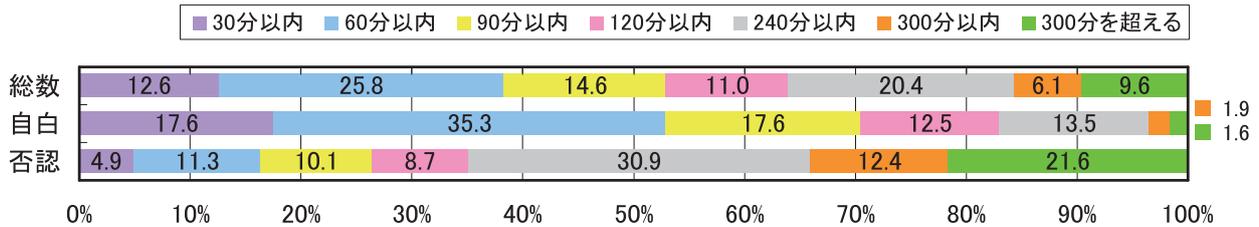
さらに、【表91】 によれば、平均被告人質問時間は、全事件で131.6分であり、否認事件(159.8分)の方が自白事件(115.4分)よりも44.4分長くなっている。

\*38 開廷時間とは、公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要したすべての時間(評議の時間を含まない。)をいう。

【表89】 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間(自白否認別)

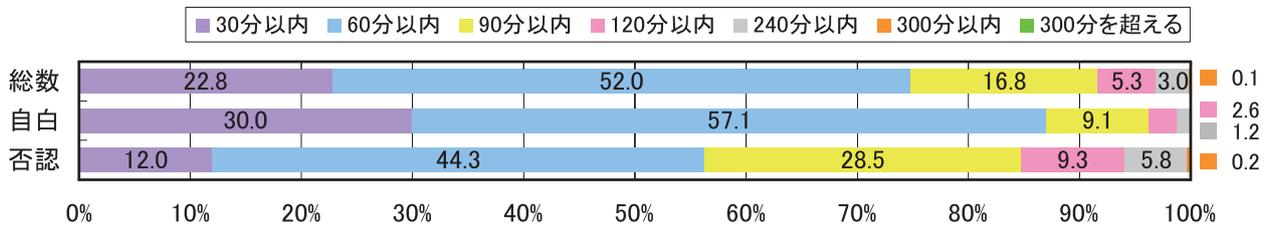
	終局 件数	証 人 尋 問 時 間							平均証人 尋問時間 (分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	1,219	153	314	178	134	249	74	117	137.2
自白	734	129	259	129	92	99	14	12	81.3
否認	485	24	55	49	42	150	60	105	221.8

※ 証人尋問を実施していないものを除く(【表90】についても同様)。



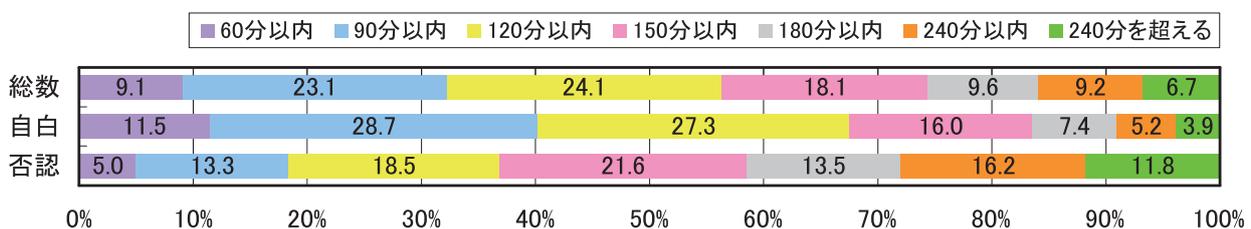
【表90】 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間(自白否認別)

	終局 件数	証 人 1 人 当 た り の 証 人 尋 問 時 間							証人1人当 たりの平均 証人尋問時 間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
数総	1,219	278	634	205	64	37	1	-	51.3
白自	734	220	419	67	19	9	-	-	43.2
認否	485	58	215	138	45	28	1	-	63.4



【表91】 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間(自白否認別)

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告 人質問時 間(分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
数総	1,423	130	329	343	257	137	131	96	131.6
白自	905	104	260	247	145	67	47	35	115.4
認否	518	26	69	96	112	70	84	61	159.8



### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

【表92】及び【表93】は、開廷時間の分布及び平均を、取調べ証拠数別及び取調べ証人数別にみたものである。

【表92】及び【表93】によれば、平均開廷時間は649.6分であるところ、おおむね取調べ証拠数や取調べ証人数が増えるに従って、開廷時間も長くなる傾向がみられる。

【表92】 開廷時間別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均開廷時間

開廷時間		総数	360分以内	450分以内	540分以内	630分以内	720分以内	720分超	平均開廷時間
総数		1,423	259	197	214	155	185	413	649.6
取調べ証拠数	100個超	15	1	-	-	1	-	13	1406.1
	100個以下	20	1	2	1	2	2	12	1116.5
	80個以下	41	3	3	4	4	4	23	903.1
	60個以下	138	8	4	10	6	26	84	913.3
	40個以下	710	98	95	117	82	96	222	661.4
	20個以下	499	148	93	82	60	57	59	497.5

【表93】 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均開廷時間

開廷時間		総数	360分以内	450分以内	540分以内	630分以内	720分以内	720分超	平均開廷時間
総数		1,423	259	197	214	155	185	413	649.6
取調べ証人数	5人以上	129	1	2	4	6	8	108	1215.4
	4人	110	1	5	7	14	11	72	897.0
	3人	199	4	19	27	33	30	86	740.8
	2人	337	37	59	62	50	55	74	600.7
	1人	444	128	79	78	40	59	60	511.8
	証人なし	204	88	33	36	12	22	13	450.1

【表94】は、平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護士及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみたものである。

これによれば、否認事件（840.6分）の方が自白事件（540.3分）よりも約300分長くなっている。

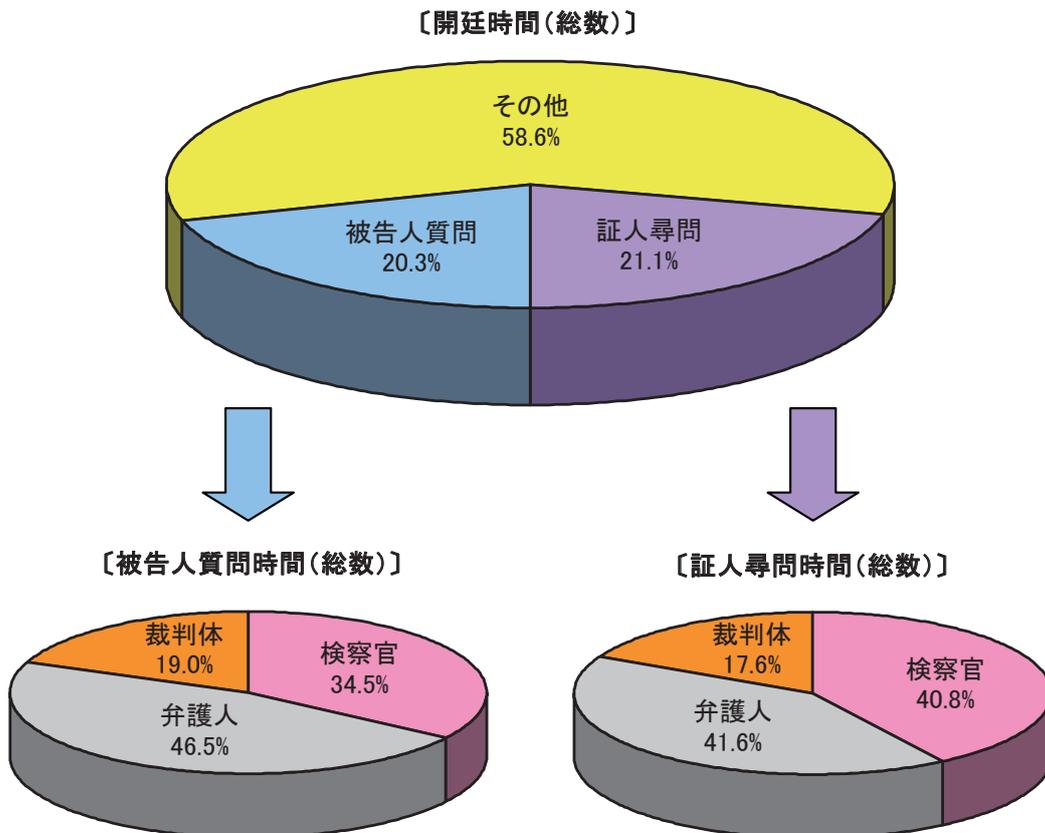
開廷時間の内訳をみると、証人尋問と被告人質問の時間がそれぞれ20%余りを占め、冒頭手続、冒頭陳述、書証の取調べ、論告・弁論などを行うその他の時間が58.6%となっている。

尋問（質問）者別に内訳をみると、平均証人尋問時間、平均被告人質問時間とも、おおむね、弁護士の時間が最も長く、次いで検察官、裁判体の順となっているが、否認事件の平均証人尋問時間においては、検察官、弁護士、裁判体の順になっている。

【表94】 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳(自白否認別)

	平均開廷時間 (分)	平均証人 尋問時間 (分)	平均証人尋問時間の内訳			平均被告人 質問時間 (分)	平均被告人質問時間の内訳		
			うち 検察官	うち 弁護士	うち 裁判体		うち 検察官	うち 弁護士	うち 裁判体
総数	649.6	137.2	56.0	57.1	24.1	131.6	45.3	61.2	25.0
自白	540.3	81.3	28.0	36.3	17.0	115.4	38.1	54.1	23.2
否認	840.6	221.8	98.3	88.6	34.9	159.8	57.9	73.8	28.1

※ 平均証人尋問時間には、証人尋問を実施していないものを含まない。



### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

(客観的併合)

【表95】から【表102】までは、自白事件及び否認事件のそれぞれにつき、取調べ証拠数、証人尋問時間及び被告人質問時間の合計、開廷回数並びに開廷時間の平均及び分布を、公訴事実の数別にみたものである。

自白・否認ともに、おおむね公訴事実の数が増えるに従って、取調べ証拠数や開廷回数が増え、開廷時間も長くなる傾向がみられる。

【表95】 公訴事実の数別、取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数(自白事件)

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数(個)	
		10個 以内	11～ 20個	21～ 30個	31～ 40個	41～ 50個	51個 以上		
総数	905	23	351	300	121	42	68	27.3	
公 訴 事 実 の 数	1個	511	21	271	153	47	4	15	22.1
	2個	184	1	62	77	26	6	12	27.2
	3個	71	1	8	30	21	4	7	35.7
	4個	58	—	6	20	10	10	12	38.9
	5個以上	81	—	4	20	17	18	22	44.0

【表96】 公訴事実の数別、取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数(否認事件)

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数(個)	
		10個 以内	11～ 20個	21～ 30個	31～ 40個	41～ 50個	51個 以上		
総数	518	8	117	183	106	47	57	33.4	
公 訴 事 実 の 数	1個	291	6	89	109	50	18	19	27.8
	2個	114	1	22	44	28	7	12	33.5
	3個	55	1	6	18	14	6	10	46.5
	4個	18	—	—	6	5	3	4	47.9
	5個以上	40	—	—	6	9	13	12	49.5

【表97】 公訴事実の数別、証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間(自白事件)

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	905	25	112	161	266	168	77	96	181.3	
公訴 事実 の 数	1個	511	15	68	93	148	93	44	50	176.3
	2個	184	3	21	32	53	38	17	20	187.3
	3個	71	2	8	10	28	7	5	11	182.3
	4個	58	3	9	8	15	11	4	8	189.9
	5個以上	81	2	6	18	22	19	7	7	192.3

【表98】 公訴事実の数別、証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間(否認事件)

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	518	3	9	31	73	70	62	270	367.5	
公訴 事実 の 数	1個	291	3	5	20	42	38	40	143	346.6
	2個	114	-	1	5	17	17	8	66	401.0
	3個	55	-	2	3	6	8	6	30	360.3
	4個	18	-	1	-	1	2	3	11	445.4
	5個以上	40	-	-	3	7	5	5	20	399.0

【表99】 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数(自白事件)

	終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)	
		2回以下	3回	4回	5回	6回以上		
総数	905	27	584	247	36	11	3.4	
公訴 事実 の 数	1個	511	23	357	114	15	2	3.3
	2個	184	2	124	46	9	3	3.4
	3個	71	1	35	32	2	1	3.5
	4個	58	-	33	19	5	1	3.6
	5個以上	81	1	35	36	5	4	3.8

【表100】 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数(否認事件)

	終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)	
		2回以下	3回	4回	5回	6回以上		
総数	518	2	126	209	100	81	4.4	
公訴 事実 の 数	1個	291	2	79	128	52	30	4.2
	2個	114	-	24	46	20	24	4.5
	3個	55	-	13	20	15	7	4.4
	4個	18	-	4	3	5	6	5.0
	5個以上	40	-	6	12	8	14	5.2

### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

【表101】 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間(自白事件)

	終局 件数	開 廷 時 間						平均開廷 時間(分)	
		360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上		
総数	905	230	101	94	112	79	289	540.3	
公 訴 事 実 の 数	1個	511	155	69	57	55	49	126	493.7
	2個	184	43	15	19	28	16	63	558.9
	3個	71	13	5	4	10	5	34	597.5
	4個	58	12	4	6	7	4	25	630.2
	5個以上	81	7	8	8	12	5	41	677.4

【表102】 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間(否認事件)

	終局 件数	開 廷 時 間						平均開廷 時間(分)	
		360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上		
総数	518	29	37	33	34	40	345	840.6	
公 訴 事 実 の 数	1個	291	22	23	27	20	21	178	777.9
	2個	114	4	9	4	8	9	80	907.0
	3個	55	3	3	1	5	5	38	849.4
	4個	18	-	1	1	-	1	15	1012.1
	5個以上	40	-	1	-	1	4	34	1018.3

#### (2) 評議

##### (評議時間)

【表103】から【表105】までは、評議時間の平均及び分布を自白・否認別、罪名別及び開廷回数別にみたものである。

【表103】によれば、平均評議時間は、全事件で504.4分であるが、自白事件では438.8分である。否認事件の平均評議時間は、623.4分であり、自白事件よりも約185分長くなっている。さらに、【表105】によれば、開廷回数が多いほど、評議時間も長くなる傾向がうかがえる。

【表103】 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(自白否認別)

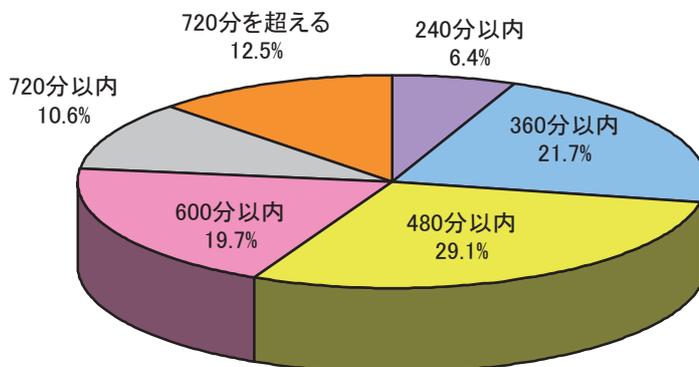
	判決 人員	評 議 時 間						平均評議 時間(分)
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	720分 を超える	
総数	1,506	96	327	438	297	159	189	504.4
自白	971	84	262	324	183	76	42	438.8
否認	535	12	65	114	114	83	147	623.4

【表104】 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(罪名別)

	判決人員	評 議 時 間						平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える	
総数	1,506	96	327	438	297	159	189	504.4
強盗致傷	393	31	88	116	83	38	37	478.7
殺人	357	12	68	107	69	44	57	550.0
現住建造物等放火	131	3	32	45	29	9	13	474.3
傷害致死	114	8	23	39	15	16	13	488.9
覚せい剤取締法違反	108	6	31	21	19	13	18	512.3
(準)強姦致死傷	81	6	20	21	20	6	8	484.1
(準)強制わいせつ致死傷	63	7	17	17	13	5	4	455.9
強盗致死(強盗殺人)	50	2	6	7	7	9	19	707.7
強盗強姦	49	3	10	14	11	4	7	503.8
麻薬特例法違反	36	1	4	15	9	1	6	522.4
その他	124	17	28	36	22	14	7	

【表105】 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(開廷回数別)

	判決人員	評 議 時 間						平均評議時間(分)	
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える		
総数	1,506	96	327	438	297	159	189	504.4	
開 廷 回 数	2回以下	29	4	18	5	2	-	-	321.9
	3回	712	74	220	224	126	45	23	415.9
	4回	491	17	73	158	119	70	54	518.3
	5回	165	-	11	44	36	22	52	631.9
	6回以上	109	1	5	7	14	22	60	875.7



(3) その他

(弁護人の選任状況)

【表106】は、裁判員裁判対象事件における弁護人(国選・私選)の選任状況を自白・否認別にみたものである。

自白事件については、国選弁護人の選任率は84.8%であり、私選弁護人の選任率は20.4%となっている。否認事件については、国選弁護人の選任率は81.3%、私選弁護人の選任率は23.2%となっている。

【表106】 自白否認別及び国選私選別の判決人員

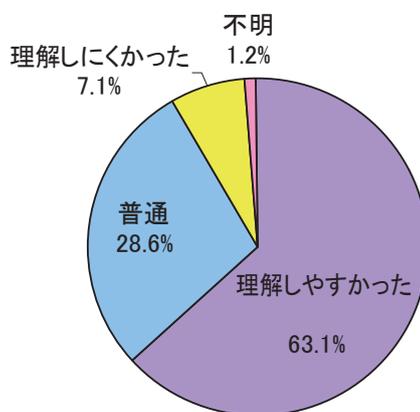
	総数	自白		否認			
		国選	私選	国選	私選		
裁判員裁判対象事件	1,506	971	84.8% 823	20.4% 198	535	81.3% 435	23.2% 124

※ 国選弁護人及び私選弁護人の両方が選任された人員は、双方に重複して計上した。

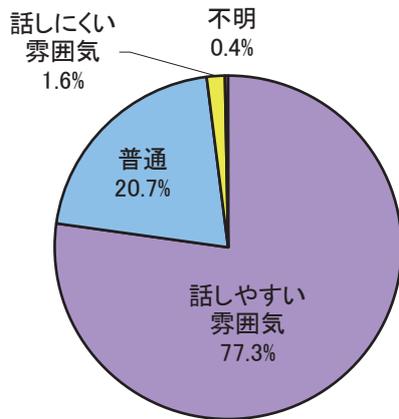
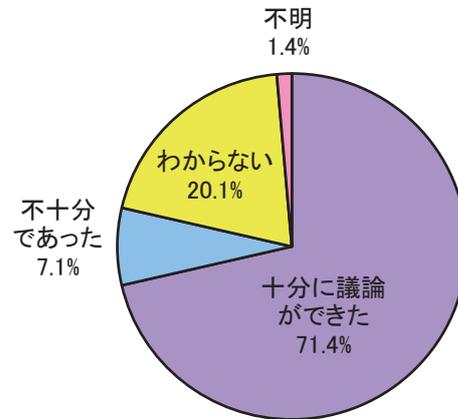
(参考) 裁判員経験者に対するアンケート結果及び裁判員制度の運用に関する意識調査の結果

【図107】は、審理内容の理解のしやすさにつき、裁判員経験者に対して実施したアンケート結果をまとめたものである。審理内容については、63.1%の裁判員経験者が「理解しやすかった」と回答しており、「普通」と回答した裁判員経験者と併せると91.7%となっている。裁判員にとってわかりやすい裁判がおおむね実現されていることがうかがえる。

【図107】 裁判員経験者に対するアンケート結果 (審理内容の理解のしやすさ)

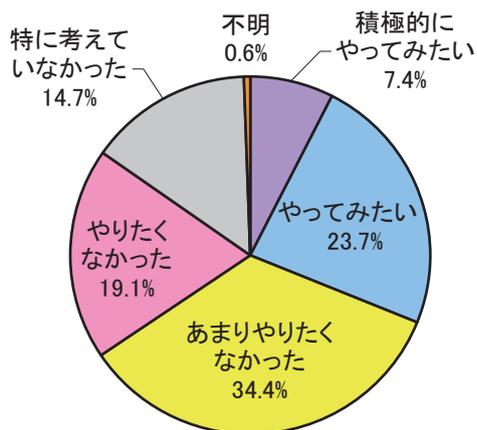
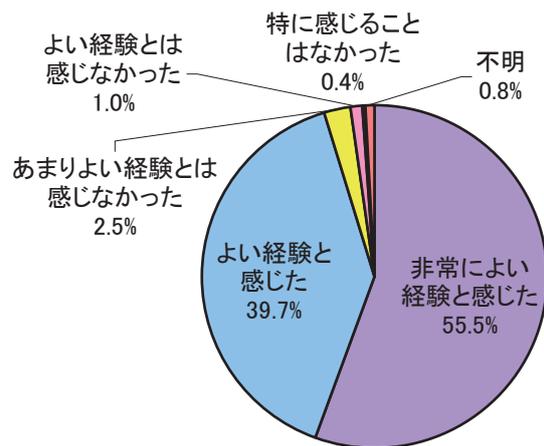


【図108】及び【図109】は、評議における話しやすさ及び議論の充実度につき、裁判員経験者に対して実施したアンケート結果をまとめたものである。話しやすさについては、77.3%の裁判員経験者が「話しやすい雰囲気」と回答しており、「普通」と回答した裁判員経験者と併せると98.0%となっている(【図108】)。また、議論の充実度については、71.4%の裁判員経験者が「十分に議論ができた」と回答している(【図109】)。評議において裁判員が自らの意見を述べて活発な議論が交わされていることがうかがえる。

【図108】 裁判員経験者に対するアンケート結果  
(評議における話しやすさ)【図109】 裁判員経験者に対するアンケート結果  
(評議における議論の充実度)

【図110】及び【図111】は、裁判員に選ばれる前の気持ち及び裁判員として裁判に参加した感想につき、裁判員経験者に対して実施したアンケート結果をまとめたものである。

裁判員に選ばれる前の気持ち（【図110】）については、53.5%の裁判員経験者が「あまりやりたくなかった」（34.4%）又は「やりたくなかった」（19.1%）と回答しているのに対し、裁判員として裁判に参加した感想（【図111】）については、95.2%の裁判員経験者が「非常によい経験と感じた」（55.5%）又は「よい経験と感じた」（39.7%）と回答している。消極的な参加意向であった人を含む大多数の裁判員経験者が、充実感をもって裁判員としての職務に従事したことがうかがえる。

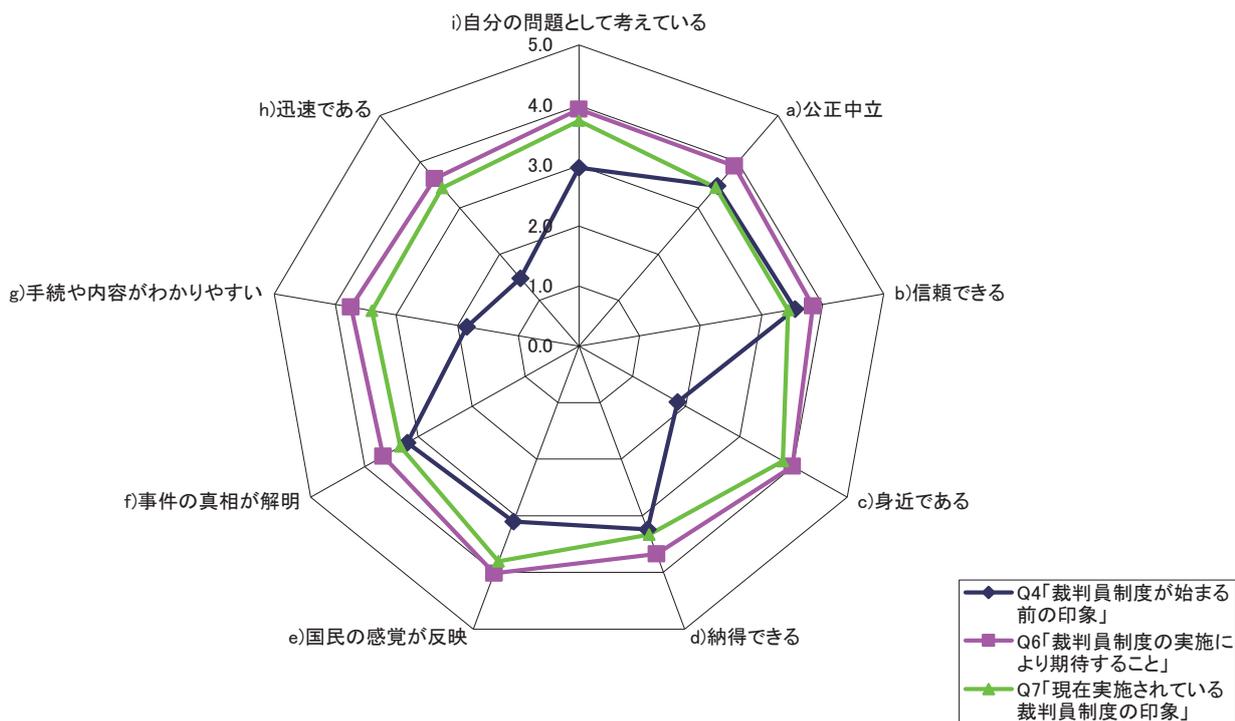
【図110】 裁判員経験者に対するアンケート結果  
(裁判員に選ばれる前の気持ち)【図111】 裁判員経験者に対するアンケート結果  
(裁判員として裁判に参加した感想)

### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

【図112】は、平成23年1月から2月にかけて実施した「裁判員制度の運用に関する意識調査」において、「裁判員制度が始まる前の印象」、「裁判員制度の実施により期待すること」、「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問に対する回答を点数化して平均点を算出し、比較したものである\*39。

「現在実施されている裁判員制度の印象」の点数は、「裁判員制度が始まる前の印象」の点数に比べて、特に「身近である」、「手続や内容がわかりやすい」、「迅速である」の3項目において大きく上回っており、総じて「裁判員制度の実施により期待すること」の点数に比較的近い評価が得られている。

【図112】 裁判員制度の運用に関する意識調査



\*39 図のaからiの9項目につき、それぞれ「そう思う」(5点)、「ややそう思う」(4点)、「どちらともいえない」(3点)、「あまりそう思わない」(2点)、「そう思わない」(1点)の5つの選択肢から回答してもらい、加重平均を行った。

### （コラム） 裁判員制度施行前後（裁判官裁判と裁判員裁判）の数値の比較

ここでは、主要な統計データに関し、平成22年に終局した裁判員裁判対象事件（以下「裁判員裁判」という。）と、裁判官裁判（公判前整理手続に付されて平成20年に終局した裁判員裁判対象罪名事件。前記162頁参照）とを単純に比較した数値を掲記することとする。もとより、2つの制度を比較する場合には、本来、同一年に属する統計数値を比較するのが一般的な手法ではあるが、平成22年については、裁判員法2条1項該当事件の終局人員の約9割を裁判員裁判が占め、裁判官裁判は1割程度にとどまるため、このように母数に著しい差がある同年の統計数値に基づいて両者を比較するのは相当でない。平成21年については、逆に、裁判官裁判が大半を占め、裁判員裁判は少数にとどまっているため、同様の問題が生ずることには変わりはない。そこで、年の異なる統計数値ではあるが、平成20年と平成22年の統計数値<sup>\*40</sup>を並べて示すことにした。したがって、平成20年と平成22年とでは、前提となる事件数、制度、運用、体制等の面で経年的な差が生じていることについて、十分な留保が必要であるのみならず、もともと、裁判官裁判と裁判員裁判とは、手続構造が大きく相違しているのであるから、単純に統計数値を比較して何らかの評価を導くことはできない。本項目をコラムとして掲記するにとどめている所以である。

#### （審理期間等）

平均審理期間及び平均公判前整理手続期間について比較すると、裁判員裁判の平均審理期間は8.3月、平均公判前整理手続期間は5.5月であるのに対し、裁判官裁判の平均審理期間は7.1月、平均公判前整理手続期間は3.4月となっている。

自白・否認別にみると、自白事件では、裁判員裁判が平均審理期間7.4月、平均公判前整理手続期間4.8月であるのに対し、裁判官裁判が平均審理期間5.6月、平均公判前整理手続期間2.8月となっており、公判前整理手続期間の差がそのまま審理期間の差として現れていることがうかがえる<sup>\*41</sup>。

他方、否認事件では、裁判員裁判が平均審理期間9.8月、平均公判前整理手続期間6.8月であるのに対し、裁判官裁判が平均審理期間9.1月、平均公判前整理手続期間4.3月となっており、平均公判前整理手続期間は上記と同様に裁判員裁判が長いのに比べて、平均審理期間の差は少ない。その要因については、裁判官裁判における第1回公判から終局までの実審理期間が否認事件では平均3.1月（なお、自白事件では平均1.3月である。）であるのに対し、裁判員裁判における第1回公判から終局までの日数は、連日的開廷により1月に満たず（前掲【図80】によれば、否認事件の平均日数は、6.8日である。）、その分平均審理期間が短縮されていることなどによると考えられる。

#### （平均公判前整理手続期日回数）

平均公判前整理手続期日回数について、裁判員裁判と裁判官裁判を比較すると、裁判員裁判は4.3回であるのに対し、裁判官裁判は2.5回である。自白・否認別にみても、裁判員裁判は自白3.6回、否認5.7回であるのに対し、裁判官裁判は、自白1.9回、否認3.4回となっており、いずれも同様の傾向を示している。

#### （開廷回数）

平均開廷回数について、裁判員裁判と裁判官裁判を比較すると、裁判員裁判の平均開廷回数は3.8回であり、裁判官裁判（3.5回）とほとんど差がない。自白・否認別にみると、裁判員裁判は自白3.5回、否認4.4回であるのに対し、裁判官裁判は、自白2.6回、否認4.7回となっている。

\*40 ここでの数値は、第3回報告書と同様、終局人員に基づいているため、「裁判員裁判の実施状況」（前記156頁）で示した判決人員及び終局件数に基づく数値と異なる場合がある。

\*41 公判前整理手続期間が長期化する事情として、裁判員制度の施行後しばらくの間法曹三者が裁判員裁判対象事件の公判前整理手続を進めるに当たり過度に慎重であったこと等が指摘されているところである。詳細については、前記144頁から145頁まで参照。

#### (証人尋問公判回数・被告人質問公判回数)

平均証人尋問公判回数（証人尋問を行った公判期日の平均開廷回数）について、裁判員裁判と裁判官裁判とを比較すると、裁判員裁判の平均証人尋問公判回数は1.5回であり、裁判官裁判と同じである。自白・否認別にみると、裁判員裁判は自白1.2回、否認2.0回であるのに対し、裁判官裁判は、自白1.1回、否認2.1回となっている。

また、平均被告人質問公判回数（被告人質問を行った公判期日の平均開廷回数）について、裁判員裁判と裁判官裁判を比較すると、裁判員裁判の平均被告人質問公判回数は1.5回であり、裁判官裁判（1.4回）とほとんど差がない。自白・否認別にみると、裁判員裁判は自白1.4回、否認1.7回であるのに対し、裁判官裁判は、自白1.2回、否認1.7回となっている。

#### (開廷時間)

終局人員1人当たりの平均開廷時間について、裁判員裁判と裁判官裁判を比較すると、裁判員裁判の平均開廷時間は664.2分であるのに対し、裁判官裁判の平均開廷時間は488.9分である。自白・否認別にみると、裁判員裁判は自白559.6分、否認854.1分であるのに対し、裁判官裁判は、自白297.1分、否認749.7分となっている\*42。

また、公判期日等1回当たりの平均開廷時間について、裁判員裁判と裁判官裁判とを比較すると、裁判員裁判の平均開廷時間は174.6分であり、裁判官裁判は138.8分である。自白・否認別にみると、裁判員裁判は自白161.9分、否認192.7分であるのに対し、裁判官裁判は、自白113.4分、否認157.9分となっている。

---

\*42 裁判員裁判と裁判官裁判の数値の比較は、刑事通常第一審事件票に基づいているため、裁判員裁判の平均開廷時間は、個別報告に基づく【表92】から【表94】までの平均開廷時間とは異なっている。

(コラム) 裁判員法2条1項該当事件以外の事件の状況(平成20年~22年)

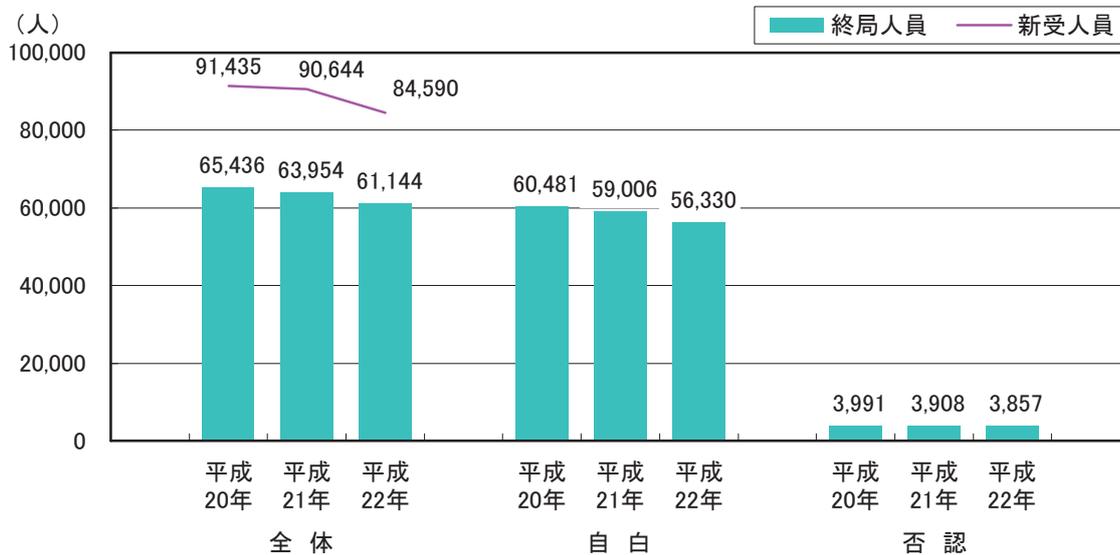
最後に、裁判員制度施行前後の平成20年から平成22年までの3年間における裁判員法2条1項該当事件以外の事件の推移について概観してみる。

(事件数)

【図113】は、裁判員法2条1項該当事件以外の事件の新受人員及び終局人員について比較したものである。

同表によれば、新受・終局人員ともに減少傾向にあることがうかがえる。もっとも、刑事通常第一審事件の新受・終局人員はいずれも平成16年頃を境に減少傾向が続いているところ、刑法犯の認知件数は平成15年から、刑法犯の検挙人員や検察庁新規受理人員は平成17年から、いずれも減少を続けており<sup>\*43</sup>、これらの減少に連動して、刑事通常第一審事件の新受人員も減少している。裁判員制度の施行が裁判員裁判対象罪名事件以外の事件数の動向に影響を及ぼしたか否かは明らかではない。

【図113】 裁判員法2条1項該当事件以外の事件の新受人員及び終局人員の推移



\*43 法務総合研究所「平成22年版犯罪白書—重大事犯者の実態と処遇—」3頁, 6頁及び44頁(平成22年)参照

### Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況

(審理期間・開廷回数・開廷間隔)

【図114】は、裁判員法2条1項該当事件以外の事件の平均審理期間・平均開廷回数・平均開廷間隔の推移を、自白・否認別に示して比較したものである。

同図によれば、否認事件では審理期間・開廷回数がやや減少し、開廷間隔がやや増加しているものの、総数で見ると、いずれもほとんど変化はなく、裁判員制度の施行が裁判員法2条1項該当事件以外の事件の審理期間等に対して何らかの影響を及ぼしているという関係は統計上は見受けられない。この点については、裁判員法2条1項該当事件以外の事件は圧倒的に多い上、大半は法定刑の軽い事件であり、自白事件も多いため、その審理期間・開廷回数等・開廷間隔に対し、全事件の2%余りにすぎない裁判員裁判対象事件の影響は生じにくいのではないかと考えられる。しかし、2%余りとはいえ、裁判員裁判の審理についての考え方はすべての刑事裁判にあてはまるものであり、法曹三者の意識も今後大きく変わっていくであろう。引き続き今後の動向を注視する必要がある。

【図114】 裁判員法2条1項該当事件以外の事件の平均審理期間, 平均開廷回数, 平均開廷間隔の推移

